



**らでいつしゅぼーや商品取扱基準**

# RADIX

**生産・製造基準  
農産編**

**らでいつしゅぼーや株式会社**

## 農産編目次

項目		
第1章 取扱商品についての考え方		
	背景と考え方	1
	語句の定義	4
第2章 栽培基準		
	1. 全般	7
	1. 適用範囲	8
	2. 圃場の汚染	9
	3. 圃場の場所確認	11
	4. 圃場における栽培認定	12
	5. 並行生産	13
	2. 作物生産	14
	1. 種子消毒	15
	2. 品種	16
	3. 種子の由来	17
	4. 株、苗木、穂木	18
	5. 床土（育苗土）の消毒	19
	6. 育苗中の防除	20
	7. 土壤管理方法	21
	8. 堆肥などの基本肥料	22
	9. 散布資材	23
	10. 窒素りん酸カリ以外の肥料要素	24
	11. 除草方法	25
	12. 防除手法	26
	13. 農薬など防除資材の指定	27
	14. 土壤消毒	28
	15. 殺鼠剤	29
	16. 植物成長調整目的の資材	30
	17. 展着剤	31
	18. 加温栽培	32
	19. 水管理	33
	20. 栽培情報の管理	34

	3. 収穫後の管理 (輸送、選別、調整、洗浄、貯蔵、その他の工程に係る管理)	35
	1. 収穫後の区別管理	36
	2. 収穫物の品質保持	37
	3. 追熟・脱渋などの収穫後処理	38
	4. 収穫後防除	39
	5. 会員様への表示	40
第3章 個別商品		
	1. 輸入農産物 1. 輸入農産物	41
農薬有効成分の見直しについて		42
らでいつしゅぼーや基準外農薬リスト		
らでいつしゅぼーや推奨・容認・制限農薬リスト		

## 第1章 取扱商品についての考え方 背景と考え方

### ●背景

効率を優先し農薬、化学肥料に頼る農業から、いのちのつながりを大切にする有機農業へ

#### 環境NGOが始めた「らでいっしゅぼーや」事業

らでいっしゅぼーや株式会社の前身は、1977年に設立された環境NGO「日本リサイクル運動市民の会」（設立時は関西リサイクル運動市民の会）。当時あまり一般的ではなかった大規模フリーマーケットを国内でいち早く企画運営するなど、環境市民活動を展開する“草分け”的グループでした。

1988年、同会は有機農産物を宅配する「らでいっしゅぼーや」事業を開始。「多くの人に有機野菜を届けることは、農薬や化学肥料の使用を減らすこと」「有機栽培の生産者、畑を増やすことは、立派な環境活動」と考えたのです。

#### 当時の有機農業を取り巻く状況

有機農業はヨーロッパを中心に広まりました。そのきっかけのひとつとなったのは、農薬など化学物質の危険性を提起したレイチェル・カーソンの著書『沈黙の春』（1962年）です。1972年には各国で有機農業の普及に努めてきたNGOの国際組織IFOAM（世界有機農業運動連盟）がフランスで結成され、今日に至るまで世界の有機農業運動をリードしてきました。

高度経済成長期の日本でも、生産性を優先した結果、農薬、化学肥料などを大量に使用する近代化農業が推進され、その弊害も明らかになってきました。公害による健康被害が相次いで発生。有吉佐和子の著書『複合汚染』（1975年）も注目を集めました。

### ●考え方

生産者も栽培方法も分かる  
「安心」できる農産物をお届け

#### らでいっしゅぼーやが提案した新しい有機農業のカタチ

らでいっしゅぼーや事業がスタートした1988年は、1986年のチェルノブイリ原発事故をきっかけに、人々の環境や食の安全についての関心が高まった時期でした。それまで共同購入や限定された店舗でしか手に入れられなかつた有機野菜を“気軽に”味わってほしいという願いから、戸別宅配という前例のない方法でのお届けを開始したのです。

#### 安全、安心のための「5原則」を遵守

お届けする農産物については、「何としてもこれだけは守る」という5原則を作り、この原則に基づいて生産された農産物のみを取り扱うこととしました。

その後1996年には、「5原則」の内容をさらに具体化し詳細に規定した『RADIX 基準』

を取り決めました。これは一般に「有機JAS」と呼ばれる、「有機農産物の表示に関する法律」の施行に先駆けて運用を開始した点で画期的な出来事ととらえることができるでしょう。「5原則」は以下のとおりです。

### 1. 「反農薬」が基本です

ヨーロッパで提唱された本来の有機農業運動では農薬と化学肥料を全く使用しないのが基本ですが、果樹栽培の生産者や、これから有機農業に取り組もうとする生産者にまでこれを求めては、経済的に農業を持続できないリスクが高く、有機農業へのハードルが高くなりすぎてしまいます。

らいでいつしゆぼーやは、ある程度は間口を広げ、有機農業へ導く道筋をつくることがまずは重要と考え、以下のとおり「反農薬」という理念を掲げています。

<反農薬という考え方とは>

- ・農薬は人が病気のときに飲む薬のように「仕方なく」使う。
- ・生産者はより農薬を減らす努力をする。
- ・使う場合は報告し、情報は公開する。
- ・環境や人体への影響が大きい農薬は「基準外農薬リスト」に定める。

### 2. 土壌消毒は行いません

有機農業の基本は、豊富な微生物や虫たちが有機物を分解し、それが作物にとっての養分となり健康に生育できる「良い土」をつくることです。農薬を散布し土中の病害虫を死滅させる土壌消毒は、有用な微生物や虫たちをも死滅させてしまうばかりか、人への健康被害や地下水の汚染も報告されています。有機農業の大きな理念の一つ、「生物多様性の維持」逆行する土壌消毒は「禁止」しています。

### 3. 除草剤は使いません

除草剤は、草を枯らす農薬です。除草剤の使用は労力、コストを省くことができる半面、土中の生物にも大きな影響を与えます。これは土壌消毒と同様、有機農業の基本に逆行することであり「禁止」しています。生産者の皆さんには、薬剤を使用しない物理的な除草をお願いしています。

### 4. 有機堆肥を使います

化学肥料での栽培は、人がサプリメントだけを摂取するのと同様、作物にとって必要な養分だけを与えること。大きくなりますが、健康的に育てたとは言えません。

有機肥料や有機堆肥の使用は、有機物に含まれるアミノ酸などの養分が作物に直接吸収されて「うまい」のもとになることが報告されているほか、畜産廃棄物や食品廃棄物の有効利用によって、理想的な資源のリサイクルを可能にします。

## 5. 自家食用と同じものを出荷します

事業を開始した当時、一部の生産者は農薬を多用した作物を出荷し、自分の家で食べるものは農薬を減らして栽培していると伝えられていました。らでいっしゅぼーやの生産者には、「家族に食べさせたい」と思える農作物を出荷していただきます。

### 有機JASのついた農産品に対する考え方

近年、「有機JAS」のついた農産品も多く出回るようになりました。しかし、例えば果樹の多くは有機JASで定めた栽培は困難で、ひとたび病害虫が大発生すれば打つ手がなく、大損害を受けるリスクもあります。

らでいっしゅぼーやの生産者にも有機JASを取得者は多数おり、それをとても評価しています。しかし、らでいっしゅぼーやはあえて現実的な独自基準を制定し、日本の気候や栽培環境の中で、より環境負荷が少なく、安心して食べられる農作物を継続的に生産～お届けすることを目指しています。

### おいしさを追求し、食の楽しみ・喜びの提供を目指します

また、RADIX基準に沿って栽培されたかどうかの確認をすることはもちろん、食べる人にまできちんと伝えることで、「生産者も栽培方法も分かる」「安心できる」農産物をお届けしています。

できあがった農産物がおいしく、食べた人に喜んでいただけるかどうかという点も重視し、食味の検査および産地へ検査結果のフィードバック、収穫後の温度管理や輸送、貯蔵の状態までチェックし、「安心できる」だけでなく「食の楽しみ・喜び」も提供できるよう努力しています。

## 第1章 取扱商品についての考え方 語句の定義

### 【環境保全型農産物】

本基準で定められている栽培方法を実施して、生産されたもの。

### 【有機農産物】

有機農産物の日本農林規格（平成21年8月27日農林水産省告示第1180号）に適合する農産物として認定された農産物。

### 【農薬】

農薬取締法（昭和23年7月1日法律第82号）第1条の2第1項及び第2項の農薬をいう。

### 【基準外農薬】

本基準の附則として策定している「らでいっしゅぼーや基準外農薬リスト（最新版）」に記載されている有効成分の農薬（特定の有効成分、適用作物に関しての例外あり）。

### 【制限農薬】

本基準の附則として策定している「らでいっしゅぼーや推奨・容認・制限農薬リスト（最新版）」において、制限（なるべく使用を控えて頂きたい）と規定している有効成分の農薬。

**【らでいっしゅぼーや基準外農薬リスト】****【らでいっしゅぼーや推奨・容認・制限農薬リスト】**  
らでいっしゅぼーやが、環境保全や人体に対する安全性を考慮して独自に作成したリスト。  
本基準の巻末に最新版を掲載している。

### 【有機JAS許容農薬】

有機農産物の日本農林規格（平成21年8月27日農林水産省告示第1180号）の別表2に掲げられている農薬。

### 【化学合成】

化学的手段（生活現象に関連して起こる発酵、熟成等の化学的变化を含まない。）によって化合物及び元素を構造の新たな物質に変化させることをいう（天然物質を燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することは化学合成に含めない）。

※燃焼：光と熱を発して酸素と化合する反応。いわゆる燃えること、焼くこと。

（例）木炭

焼成：原料を加温または燃焼させて加工すること。（例）けいそう土焼成粒

溶融：固体を熱によって溶かし液状にすること。（例）熔せいりん肥

乾留：空気を遮断して固体を過熱分解し、揮発成分を冷却・回収すること。

（例）木酢液

けん化：油脂（エステル）をアルカリで加水分解させ、アルカリ塩とアルコールを生成させること。（例）石鹼

**【肥料】**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第1項の肥料をいう。

**【堆肥】**

狹義では、植物性の有機質を積み重ね発酵させたもの。家畜など動物由来のものを植物質と一緒に発酵させたものは厩肥と呼び区別することもある。本基準では、両方を含めて堆肥と呼ぶ。

**【土壤改良資材】**

地力増進法（昭和59年法律第34号）第11条第1項の土壤改良材をいう。

**【並行生産】**

一般的には、有機農産物と有機農産物以外（特別栽培農産物、慣行栽培農産物など）を同時に生産することを指すが、本基準においては、同一農業経営体において、本基準に適合しない生産方法（慣行栽培や使用禁止資材を使用、など）を同時に実施することをいう。

**【栄養繁殖】**

種子での繁殖に対して、挿し木、接ぎ木、取り木、株分け、分球、種芋、組織培養などで繁殖する方法をいう。「無性繁殖」ともいう。

**【株分け】**

根株を分割して、繁殖する栄養繁殖のひとつ。

**【挿し木（芽）】**

切り取った枝や茎、根などを挿し床に挿し、新しく根や芽を出させる繁殖方法のひとつ。

**【分球】**

球根植物の繁殖の仕方で自然に数が増えること。その過程は鱗葉の基部にできた子球原基が肥大するものや、発芽伸長した芽の基部が肥大するものなど、様々な形態がある。

**【組織培養】**

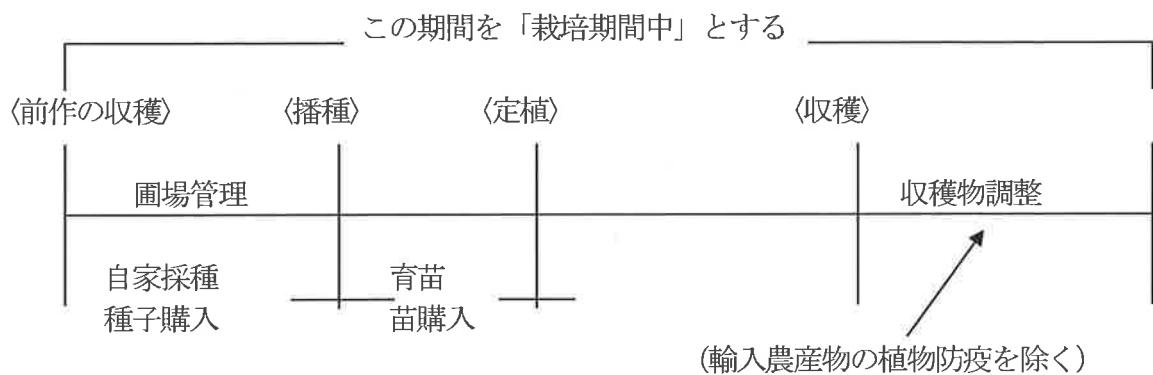
生物体から無菌的に組織片を取り出して、ガラス器内の人工培地上で増殖させること。植物では実際にイチゴ等の大量増殖に用いられている。

**【ウイルスフリー】**

じゃがいも、さつまいも、いちごなど、栄養繁殖で増やす植物はウイルス病に一度侵されると病気を取り除けない。ところが、生長点を培養するとウイルスに侵されていないウイルスフリー株が得られるため、これを増殖し、無病苗として生産販売している。

**【栽培期間中】**

当該作物の生産過程（当該作物の生産者による種子、種苗及び収穫物の調製を含む）及び前作の収穫後から当該作物の作付けまでの期間の圃場管理の期間をいう。



果樹等多年生作物の場合は、年1回の果実の収穫時点（樹体・果実の生育及びその栽培管理が一巡する時点）から当該年の収穫・調整までの期間、一年生作物の場合には、前作の作物が収穫された時点から当該農産物の収穫・調整までの期間となる。

**【加温栽培】**

施設内で化石燃料等により温度管理をした栽培のことを指す。

**【推奨】**

「良質で、より安全な作物の持続的な栽培方法」として、積極的に導入をすすめる項目。

**【容認】**

「推奨」項目の栽培方法への切り替えを進めたいが、現状では速やかな移行が難しいと考えられる項目。

**【制限】**

「推奨・容認」項目の栽培方法への切り替えを進めたいが、現状では速やかな移行が難しいため、運用方法に規定を設けて容認する項目。

**【基準外】**

「良質で、より安全な作物の持続的な栽培方法」として、認められない項目。

## 第2章 栽培基準

### 1. 全般

- ・ 関係法令（農地法、種苗法、肥料取締法、廃棄物処理法、悪臭防止法、農薬取締法、劇物及び毒物取締法、容器包装リサイクル法、等）の遵守。

## 第2章 栽培基準

### 1. 全般 1. 適用範囲

- ・ 本基準は、らでいっしゅぼーやと取引契約が締結されている生産者との間で栽培され、売買する青果物および米穀類（以下、「作物」と表現）に適用される（水耕栽培、きのこ類については、今後作成する類別栽培基準を適用する）。
- ・ 本基準は、当該作物の【栽培期間中】に適用される。
- ・ 本基準は、登録された圃場に適用される。但し、項目によっては、圃場に飛来、流入する恐れのある圃場周辺やその他の場所（堆肥場周辺、等）にも適用される。
- ・ 適用対象を生産者本人、その家族、雇用者（パート）、研修生、育苗会社、植物検疫とする。
- ・ 新規生産者には、項目によって猶予期間を設けることもある。

## 第2章 栽培基準

### 1. 全般 2. 圃場の汚染

- ・ 「圃場リスト」の提出により、登録された圃場であること。
- ・ 圃場は、周辺の圃場と明確に区分されていること。
- ・ 使用資材（肥料や農薬、等）により、登録された圃場では区別出来ない場合は、必要に応じて圃場番号の下にユニット番号を設けることが出来る。
- ・ 借地の場合、必要な借地条件について話し合いをしてこと（地主が無断で除草剤を使用したりしないように注意すること、等）。
- ・ 圃場及び圃場周辺は、整理整頓をすること。使用しない農業資材や空き肥料袋、空容器などを散乱させることのないように努めること。特に、バッテリーや油缶、廃棄車輪などを放置しておかないこと。

指針	<p><b>周辺からの飛来、流入対策</b></p> <p>耕地面積が狭く、圃場の枚数も多い日本では、充分な緩衝地帯を確保するのは難しいと考えられますが、出来る限り、緩衝地帯や畝、土手、道路などにより一定の間隔を設けることとします。</p>
取扱基準	<p><b>推奨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 並行生産を実施する場合、環境保全型農産物専用の保管施設に保管すること。</li> <li>・ 隣接地に農薬が使用される場合、原則として1m以上の間隔を設けること。また、隣接地が果樹園等である場合は、果樹の高さの約2倍の間隔を設けること。</li> <li>・ 緩衝作物、防風ネットの設置により、周辺からの農薬・化学肥料などの飛来・流入を防止すること（特に傾斜地の場合注意する）。</li> <li>・ 慣行栽培圃場を通過した水を用水として使用する場合は、圃場に用水が流入する前に浄化水田に一時的に貯留するなど、使用禁止資材の流入を防止する。浄化水田では、活性炭、セラミック、水生植物など利用したろ過装置及びろ過スペースを水口から圃場周辺部に設けること。</li> <li>・ 隣接する圃場の経営者と農薬・化学肥料などの飛来・流入を防止する為の契約を締結すること（公道の除草剤使用、植栽への農薬の使用についても注意し、管理者と契約を締結する）。</li> <li>・ 採集場（自生している農産物を採取する場所）は周辺から農薬・化学肥料などが飛来・流入していないことを確認すること。</li> <li>・ 境界部の土手や畦の管理の請負（草取りを共同管理にせず、自分で除草剤を使用しないで管理する）。</li> </ul>

	<p><u>容認</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・出来る限り、周辺からの農薬・化学肥料などの飛来・流入を防止している圃場。</li><li>・航空防除対象地区の場合、航空防除を行う地区的実施主体に申し入れをし、防除の対象から外してもらい、出来る限りの農薬の飛来防止策（旗を立て、対象外であることを明確にする、等）を講じた圃場。</li></ul> <p><u>制限</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・周辺からの農薬・化学肥料などの飛来・流入が予見される圃場。</li><li>・圃場に飛来、流入する恐れのある圃場周辺やその他の場所（堆肥場周辺、等）での、化学合成された物質（農業資材、家庭ゴミ、等）の焼却。</li></ul> <p><u>基準外</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・重金属、有害化学物質による汚染が明らかな圃場（「土壤汚染に係る環境基準（環境庁告示第46号）」を参照）。</li><li>・圃場内での、化学合成された物質（農業資材、家庭ゴミ、等）の焼却</li><li>・本基準の適用対象となる生産者本人、その家族、雇用者（パート）、研修生が圃場内、圃場周辺へタバコの吸殻を捨てること、及び収穫・調整作業中の喫煙。</li></ul>
--	--

## 第2章 栽培基準

### 1. 全般 3. 圃場の場所確認

取扱基準	<u>推奨</u> <ul style="list-style-type: none"><li>看板を設置し、誰もが環境保全型栽培圃場であることを理解出来るようすること。</li></ul> <u>基準外</u> <ul style="list-style-type: none"><li>「圃場リスト」により登録されていない圃場。</li></ul>
------	--

## 第2章 栽培基準

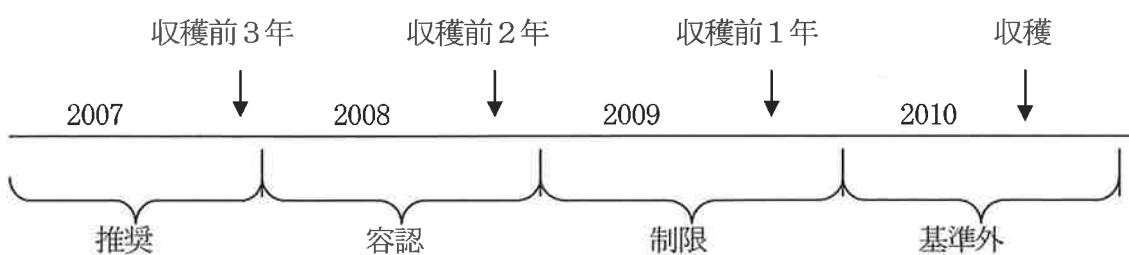
### 1. 全般 4. 圃場における栽培認定

指針	本基準は、当該作物の【栽培期間中】に適用されますが、当然慣行栽培から環境保全型栽培に転換した期間が長いほど望ましいとします。
取扱基準	<p><u>推奨</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多年生作物は収穫前3年以上、1年生作物は播種又は植付け前2年以上、本基準に基づき農産物栽培が行われている圃場。</li> </ul> <p><u>制限</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本基準に基づいた農産物の栽培が、多年生作物は収穫前2年以上、1年生作物は播種又は植付け前1年以上経過していない圃場。</li> </ul> <p><u>基準外</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多年生作物は収穫前1年、1年生作物は前作の収穫後、本基準に基づき農産物の栽培が行われていない圃場。</li> </ul>

本基準に基づく圃場管理の期間

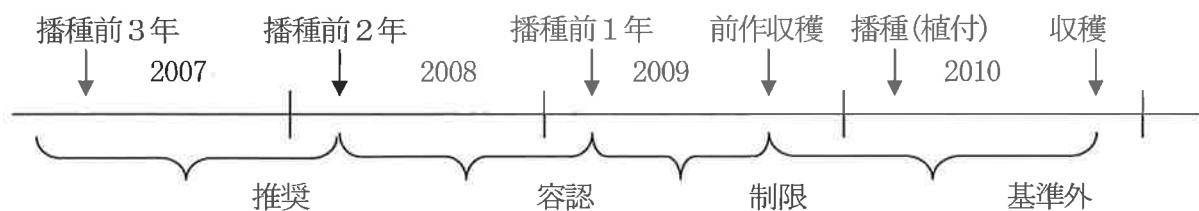
多年生作物

2010年の秋が収穫として以下の時期に本基準に基づく圃場管理を開始した場合の扱い



一年生作物

2010年の春に播種（植付）として以下の時期に本基準に基づく圃場管理を開始した場合の扱い



## 第2章 栽培基準

### 1. 全般 5. 並行生産

指針	環境保全型農産物以外の作物との混合を防止する為にも、並行生産は極力控えることとします。
取扱基準	<p><u>推奨</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>環境保全型農産物のみの栽培。</li></ul> <p><u>制限</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>栽培する品目（品種）や生産・出荷時期の明確な区分による、環境保全型農産物以外の作物との混合の防止。</li></ul> <p><u>基準外</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>同一品目（品種）、同一時期、隣接地での並行生産。</li></ul>

## 第2章 栽培基準

### 2. 作物生産

- ・栽培にあたっては以下の方法を基本とする。
  - ① 適地適作（地域の風土・土壤条件に適した作物の栽培）
  - ② 適期栽培（作物の生理にあった時期の作付・栽培）
  - ③ 輪作導入（養分のアンバランスを矯正し、病害虫や雑草の発生を抑制する輪作体系の導入）
  - ④ 混作（病害虫忌避やマルチ効果及び栄養素補給などが期待できる共栄作物の活用）
  - ⑤ 適正作付（密植を避け品目・品種及び病害虫被害等を考慮した密度で植付け）

## 第2章 栽培基準

## 2. 作物生産 1. 種子消毒

指針	栽培される作物種と品種はできるだけ地域風土及び土壤に適合し、食味の良好なものを選択します。
取扱基準	<p><u>推奨</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農薬や化学合成された物質が使用されていない種子。</li> <li>温湯浸法、乾熱処理、低温処理による殺菌。</li> </ul> <p><u>容認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>購入の場合の農薬（「らいしゅばーや基準外農薬」を除く）や化学合成された物質の使用。</li> <li>生産者自身による「有機JAS許容農薬」での消毒。</li> <li>シーダーテープ。</li> </ul> <p><u>制限</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>購入種子に関しては、種苗会社による「らいしゅばーや基準外農薬」の使用。</li> <li>生産者自身による農薬や化学合成された物質の使用。</li> </ul> <p><u>基準外</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生産者自身による「らいしゅばーや基準外農薬」の使用。</li> <li>硫酸アンモニウムによる比重選別（米穀）。</li> </ul>

## 第2章 栽培基準

### 2. 作物生産 2. 品種

取扱基準	<u>推奨</u>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域環境に適した在来種、固定種、自家採種。</li><li>・ 食味の良好な品種、耐病性の良い品種。</li></ul>
	<u>容認</u>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 内容・品質や耐病性の良いF1品種。</li></ul>
	<u>制限</u>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 他品目との交配が著しく、品種固有の形状・色沢を有していないもの（例：チンゲン菜との交配が著しい小松菜、等）。</li></ul>

## 第2章 栽培基準 2. 作物生産 3. 種子の由来

取扱基準	<u>推奨</u>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国内で採種された種子。</li><li>・ 有機栽培由来の種子。</li></ul>
	<u>容認</u>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 海外で採取された種子。</li></ul>
<u>基準外</u>	
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 遺伝子組み換え技術を用いた種子。</li></ul>

## 第2章 栽培基準

## 2. 作物生産 4. 株・苗木・穂木

指針	株分け、挿し木（芽）などは、一般に根が生きている状態で分割する為、連續した生産過程だと判断します。株分け、挿し木（芽）をする場合、親株（木）の定植後、或いは収穫前1年までの親株（木）の栽培についても本基準に基づいていることとします。但し、組織培養（ウイルスフリー苗）については、現実的に親株（木）の栽培を確認することが困難だと判断される為、容認します。分球、種芋などは、一般に根が死んでいる状態で分割する為、親株（木）の生育が一旦終了したと判断します。球根や種芋については、種子と同様の扱いとします。
取扱基準	<p><u>推奨</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>株分け、挿し木（芽）をする場合、親株（木）の定植後、或いは収穫前1年までの親株（木）の栽培についても本基準に基づいた栽培をしていること。</li> </ul> <p><u>容認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ウイルスフリー苗の利用（「④育苗」項目は適用しない）。</li> </ul> <p><u>制限</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>親株（木）の定植後、或いは収穫前1年までの親株（木）の栽培が、本基準に基づいていない、小株（苗）、挿し芽（木）の購入。</li> </ul> <p><u>基準外</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生産者自身による株分け、挿し木（芽）が、親株（木）の定植後、或いは収穫前1年までの親株（木）の栽培が本基準に基づいていないこと。</li> </ul>

## 第2章 栽培基準

## 2. 作物生産 5. 床土（育苗土）の消毒

指針	床土はその後の作物の生育を左右する重要な要素です。本圃・本田に対する考え方と同じように、健全でバランスのとれた床土にしていきます。
取扱基準	<p><u>推奨</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農薬や化学合成された物質（肥料、土壤改良資材、界面活性剤、等）が使用されていない床土。</li> </ul> <p><u>容認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「有機JAS許容農薬」の使用（床土混和、覆土混和、土壤灌注など）</li> <li>太陽熱またはスチームでの熱消毒。</li> <li>植物を原料として発酵させた乳酸による育苗土のpH調整。</li> </ul> <p><u>制限</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農薬や化学合成された物質（肥料、土壤改良資材、界面活性剤、等）の使用された床土。</li> </ul> <p><u>基準外</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生産者自身による農薬（有機JAS許容農薬以外）の使用。</li> </ul>

## 第2章 栽培基準

### 2. 作物生産 6. 育苗中の防除

指針	育苗も当然、作物の生育の一環と考えます。苗半作、8分作と言われるように、育苗良否がその後の生育に大きく影響します。定植後も病害虫の被害にあいにくい苗の栽培を基本とします。
取扱基準	<p><u>推奨</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>育苗土より土壤分析、施肥設計を試み、土壤バランスを整えること。</li> <li>農薬を使用しない育苗。</li> </ul> <p><u>容認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床土や農薬使用状況が確認できる苗。</li> </ul> <p><u>制限</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「らでいっしゅぼーや制限農薬」の使用された苗。</li> <li>「らでいっしゅぼーや基準外農薬」の使用された購入苗。</li> <li>水田稻作における箱処理剤の使用。</li> </ul> <p><u>基準外</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農薬使用状況の確認できない購入苗。</li> <li>自家育苗への「らでいっしゅぼーや基準外農薬」の使用。</li> <li>遺伝子組み換え品種の購入苗。</li> </ul>

## 第2章 栽培基準

### 2. 作物生産 7. 土壤管理方法

指針	適切な土壤管理は環境保全型農業の基本です。地域内で自給し循環が可能な資源資材を活用した土作り、土壤分析に基づいた施肥管理をしていくことで、土の物理性・生物性・化学性を最適なものとし、健全で良質な作物の栽培に努めると共に、持続可能な農業の確立を目指します。
取扱基準	<p><u>推奨</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な輪作体系 混作、間作の実施。</li> <li>・ 定期的な土壤分析と分析値に基づく適切な施肥管理。</li> <li>・ 農場内、地域内で生産される有機質資源の有効活用。</li> <li>・ 緑肥植物の利用。</li> </ul> <p><u>制限</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺環境を汚染するような資材の過剰投入。</li> <li>・ 堆肥の野外での野積み。</li> <li>・ 皮革粉の使用。</li> </ul>

## 第2章 栽培基準

## 2. 作物生産 8. 堆肥など基本肥料

取扱基準	<u>推奨</u>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>原料が明らかで、化学的処理を行っていない、作物に対して有益な自家製堆肥。</li> <li>窒素・リン酸・カリ肥料については、動植物などの有機物を原料とするもの。</li> </ul>
	<u>容認</u>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>有機農産物の日本農林規格(平成21年8月27日農林水産省告示第1180号)別表1に掲載されている肥料及び土壤改良資材の使用。</li> <li>製造者、原料、製造方法が明らかな購入資材(堆肥、肥料等)の使用</li> <li>有機質肥料のみでは生育が困難と思われる地域や時期の化成配合肥料(なるべく化学肥料の成分の低いものとする)。</li> <li>遺伝子組み換え作物に由来する原料を使用した肥料の使用(適切に確認することが現実的に困難な為)。</li> </ul>
	<u>制限</u>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「上記容認項目以外の、化学合成された資材(肥料、土壤改良資材、等)、または、化学合成物質の添加された資材の使用。</li> <li>生または乾燥して搬入・購入した家畜糞尿の使用。</li> <li>下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、混合汚泥肥料の使用。</li> </ul>
	<u>基準外</u>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生人糞を直接圃場に使用すること(充分な発酵処理をしたもののは制限)。</li> </ul>

## 第2章 栽培基準

### 2. 作物生産 9. 散布資材

取扱基準	<u>容認</u>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 発ガン性物質が含有していないか検査された木酢液、竹酢液、モミ酢液。</li></ul>
	<u>制限</u>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 発ガン性物質が含有していないか検査されていない木酢液、竹酢液、モミ酢液。</li></ul>

## 第2章 栽培基準

## 2. 作物生産 10. 窒素りん酸カリ以外の肥料要素

取扱基準	<u>推奨</u>
	<ul style="list-style-type: none"><li>適正なpHと石灰・苦土・加里比の維持、補正。</li><li>貝殻粉末、卵殻粉末などの活用。</li><li>苦土・鉄・亜鉛・銅・マンガン・ホウ素・モリブデンなどの無機質鉱物性肥料の活用。</li></ul>
	<u>容認</u>
	<ul style="list-style-type: none"><li>作物の生育にとって、即効性が必要な場合の化学合成された石灰質肥料、苦土質肥料、ケイ酸質肥料、微量要素肥料の使用。</li><li>鉱石を溶融・焼成した肥料</li></ul>
	<u>制限</u>
	<ul style="list-style-type: none"><li>アスベスト含有量重量比0.1%未満の証明がとれない水滑石・蛇紋岩由来の苦土肥料等の使用)。</li></ul>

## 第2章 栽培基準

### 2. 作物生産 11. 除草方法

指針	雑草管理は圃場管理の指標でもあります。雑草管理の目的は、雑草を死滅させるというより、むしろその繁殖を抑制することにあり、圃場環境や農産物の生育を考えながら適切に行ないます。
取扱基準	<p><u>推奨</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な輪作体系 混作、間作の実施。</li> <li>・ 緑肥による抑制。</li> <li>・ アイガモ、アヒル、コイ、牛など動物の利用。</li> <li>・ 機械による耕耘、刈り取り。</li> <li>・ 手刈り。</li> <li>・ 作物残渣によるマルチ。</li> <li>・ 堆肥化過程（発酵温度の維持）による雑草種子の死滅。</li> <li>・ 農場周辺の除草による飛来種子の防止。</li> </ul> <p><u>容認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造者、原料、製造方法が明らかな有害植物防除資材の使用。</li> <li>・ 自宅周辺や所有地（駐車場など）、共同施設（取水口、一般道路）などへの除草剤の使用。</li> <li>・ マルチ、抗菌剤不使用の防草シート・防草マット（塩化ビニル以外）の利用。</li> <li>・ 熱処理による除草（太陽熱 スチーム熱など）。</li> <li>・ 部分的な火炎除草。</li> </ul> <p><u>制限</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水田稲作・水田雜穀・国産パインアップルにおける、毒性が低く土壤や水系に対する残留性が少ない除草剤1回の使用。</li> <li>・ 水田稲作・水田雜穀・国産パインアップルにおける、らいでいっしゅぼーや推奨・容認・制限農薬である除草剤1回の使用。</li> <li>・ 塩化ビニル製のマルチ、防草シート、防草マット。</li> <li>・ 抗菌剤使用のマルチ、防草シート、防草マット。</li> <li>・ 圃場周辺（畦、通路、ハウス間）、堆肥場周辺での除草剤の使用。</li> </ul> <p><u>基準外</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制限項目で提示した以外の除草剤の使用。</li> </ul>

## 第2章 栽培基準

### 2. 作物生産 12. 防除手法

指針	<p>適切な圃場管理と施肥管理によって病害虫の減少に努めながら、耕種的防除・物理的防除・生物的防除を組み合せた総合的な予防計画をたて、生態系のバランスを保つことにより病害虫を管理することを基本とします。</p> <p>農薬による有害動植物対策は、最終的な手段としてとらえます。</p> <p>原則として反農薬ですが、以下の場合に使用することを容認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 慣行農業からの転換期であり、段階的かつ着実な代替方法の研究に努めている場合。</li> <li>② 作物の特性から、経験的に無農薬栽培が非常に困難である場合。</li> <li>③ 著しい天候不順などで病害虫による大幅な収穫減が見込まれる場合。</li> <li>④ 耕種的、物理的、生物的防除ではどうしても抑えられない病害虫が発生した場合。</li> <li>⑤ その他、らいでいつしゅぼ一やがやむを得ないと判断した場合。</li> </ul> <p>農薬取締法における、農薬使用基準を遵守することとします。</p>
取扱基準	<p><u>推奨</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病害虫の発生を回避・抑制する栽培と適切な輪作・間作・混作。</li> <li>・ 共生生物、対抗植物及び忌避植物の利用。</li> <li>・ 土着天敵の利用、天敵の生育環境の整備。</li> <li>・ 予め病害虫の発生状況を確認する為に、虫見板などを設置し、発生予察に取組む。</li> </ul> <p><u>容認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トランプ・柵・光・音などを利用した物理的防除。</li> </ul>

## 第2章 栽培基準

## 2. 作物生産 13. 農薬などの防除資材の指定

取扱基準	<u>容認</u>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「有機JAS許容農薬」の使用。</li> <li>・出来るだけ毒性および残留性の低い農薬の選択と、最小限の面積への最少量の農薬使用。</li> <li>・病害虫対策や、剪定後の切り口、病患部の削除跡、病枝切除後の癒合促進、枯込防止を目的とした、ミツロウ、食用パラフィンの塗布。</li> <li>・防菌、防虫、防鳥の薬剤処理、接着剤の塗布されていない果実掛袋の使用（パラフィンによる撥水処理は許容）。</li> <li>・重曹、食酢（特定防除資材）、及び牛乳、焼酎などの食品（化学合成物質（合成食品添加物など）が添加されていないもの）。</li> <li>・天然の除虫菊（草）を原料とした蚊取り線香の使用。</li> </ul>
	<u>制限</u>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「らでいっしゅばーや制限農薬」の使用。</li> <li>・病害虫対策や、剪定後の切り口、病患部の削除跡、病枝切除後の癒合促進、枯込防止を目的とした、木工用ボンド（酢酸ビニルモノマー（発ガン性））の使用、石油由来ラテックスの塗布。</li> <li>・圃場内、圃場に飛来・流入する恐れのある場所での、プレート状の揮発性殺虫剤、家庭用殺虫機、家庭用防虫剤の使用。</li> <li>・登録農薬以外の防除を目的とした購入資材の使用。</li> <li>・らでいっしゅばーや基準外農薬を使用した果実袋の使用。</li> <li>・航空防除（下記の条件内） <ul style="list-style-type: none"> <li>①対象作物：タマネギ、バレイショ、カンショ カボチャ、エダマメ、トウモロコシ、ミカン</li> <li>②対象農薬：農薬基準(成分)に準ずる。</li> </ul> </li> </ul>
	<u>基準外</u>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「らでいっしゅばーや基準外農薬」の使用。</li> <li>・農薬肥料（化成肥料、または配合肥料に農薬を混入した製品）の使用。</li> </ul>

## 第2章 栽培基準

## 2. 作物生産 14. 土壌消毒

取扱基準	<u>容認</u>
	<ul style="list-style-type: none"><li>「有機JAS許容農薬」である「粒剤」「粉粒剤」「粉剤」などの「土壤混和」「株元使用（処理）」「地表面使用」「圃場内配置」。</li><li>・</li></ul>
	<u>制限</u>
	<ul style="list-style-type: none"><li>有機JAS許容農薬以外の「粒剤」「粉粒剤」「粉剤」などの「土壤混和」「株元使用（処理）」「地表面散布」「圃場内配置」。</li><li>石灰窒素による消毒</li></ul>
<u>基準外</u>	
<ul style="list-style-type: none"><li>農薬（「有機JAS許容農薬」を除く）の「土壤灌注」。</li></ul>	

## 第2章 栽培基準

### 2. 作物生産 15. 殺鼠剤

取扱基準	<u>制限</u>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 育苗ハウス、育苗圃場、圃場周辺における殺そ剤の使用（使用する場合は、容器を使用するなど直接土壤に散らばることがないように配置すること）。</li><li>・ ネズミの食害がみられた場合の圃場内での殺そ剤、又は殺そ目的の薬剤（医薬部外品）等の使用（なるべく急性毒性が低く、可能な限り飛散しにくいものを使用し、使用後の殺そ剤は回収すること）。</li></ul>
<u>基準外</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「らいでいっしゅばーや基準外農薬」の殺そ剤の使用、及び使用後の殺そ剤、又は殺そ目的の薬剤（医薬部外品）等の鋤き込み。</li></ul>

## 第2章 栽培基準

### 2. 作物生産 16. 植物成長調整目的の資材

指針	農産物の生長と生育は自然であるべきという考え方から、植物成長調整目的の資材は極力使用しないこととします。
取扱基準	<p><u>推奨</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自家受粉や昆虫の利用が出来る品種や時期への転換。</li> </ul> <p><u>容認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「らでいっしゅぼーや推奨・容認・制限農薬リスト」で推奨・容認とされた植物成長調整剤の使用。</li> </ul> <p><u>制限</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「らでいっしゅぼーや推奨・容認・制限農薬リスト」で制限に指定された植物成長調整剤の使用。</li> <li>その他、事前の報告、相談があり、やむを得ないと判断した場合の使用。</li> </ul> <p><u>基準外</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>容認・制限項目で提示した以外の植物成長調整目的の商品の使用。</li> </ul>

## 第2章 栽培基準

### 2. 作物生産 17. 展着剤

取扱基準	<u>推奨</u>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 展着剤不使用。</li></ul>
	<u>容認</u>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 雨量が多い地域や農薬削減効果が顕著な場合の使用。</li><li>・ 製造者、原料、製造方法が明らかで、化学合成された物質が含まれていない展着効果のある資材の使用。</li></ul>
<u>制限</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ らでいつしゅばーや推奨・容認・制限農薬リスト」で制限農薬に指定された展着剤。</li></ul>
	<u>基準外</u>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農薬取締法で定められている適用以外の使用(展着剤の単独使用や農薬以外の資材との混用など)。</li></ul>

## 第2章 栽培基準

### 2. 作物生産 18. 加温栽培

指針	<p>重油等による【加温栽培】が行われている場合でも、本基準の他の項目に合致した栽培方法で生産された作物であれば、代替案提示の観点から、これらを【環境保全型農産物】と位置づけ、取扱いを行います。</p> <p>しかし、化石燃料や電力を消費すれば、温室効果ガスである二酸化炭素が発生することから、それぞれの営農条件において、エネルギーの使用に際しては、常に節減を心がけることが重要です。</p>
取扱基準	<p><u>推奨</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無加温栽培。</li> </ul> <p><u>容認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バイオマスエネルギー、太陽熱、地熱、氷雪等、化石燃料の代替エネルギーを利用した加温栽培。</li> <li>・ グリーン電力購入など、制度的に代替エネルギーを活用した加温栽培。</li> </ul> <p><u>制限</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要以上の加温、保温、乾燥等を行わない、適切な温度管理の加温栽培。</li> </ul>

## 第2章 栽培基準

### 2. 作物生産 19. 水管理

指針	<p>農業において水資源の利用は欠かせないものですが、貴重な有限の資源です。良質な水の確保と適切量の使用に努めるとともに、循環型の水利用を構築し、排水方法にも注意を払わなければなりません。農業用水として不適切な汚染が心配される場合は、水質調査が必要となることもあります。</p> <p>干害が発生しやすい圃場については、地下水の汲み上げ取水口を設置したり、仮設スプリンクラーの導入を行うことを推奨します。</p> <p>生産者は当該農場で使用されている水の水源（水道、再使用灌漑水、井戸水、開放水路、貯水池、河川、湖、農場池、等）を確認することとします。生産者は、水源の微生物的及び化学的品質並びに目的用途に対する水源の適切性を評価し、また汚染（家畜、下水処理、住居、等）を予防または最小化するための是正措置を確認することとします。</p> <p>必要な場合には、生産者は自らが使う水の微生物的及び化学的汚染物質についての検査を依頼します。分析試験の頻度は、間欠的または一時的汚染（大雨、洪水、等）を含み、水源及び環境的汚染のリスクにより異なります。水源が汚染しているとわかった場合には、用途に見合った水質となるように改善措置を取ります。</p>
----	---

## 第2章 栽培基準

### 2. 作物生産 20. 栽培情報の管理

指針	<p>栽培の計画と記録は、安全で良質な作物を生産し提供していく責任と、自然環境への責任を果たすための重要な要素のひとつです。生産者自身の農作業日誌による日々の栽培や出荷等の記録管理と、栽培管理カード等のらでいっしゅぼーや必要書類による管理により、計画・実行・チェック・改善のプロセスを進め、上記の責任を果たしていくことを目的とします。</p> <p>特に並行生産をする場合、記録管理を徹底します。圃場ごとに、「品目（品種）名、栽培内容、収穫日、収穫数量、選別日、出荷日、出荷数量、出荷先名、等」が追跡出来るような記録を付けることとします。</p>
取扱基準	<p><u>推奨</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品目部会毎などの生産基準を有している。</li> <li>・ 同生産基準に基づいた生産管理、記録を行っている。</li> <li>・ 生産基準毎に農産物の分別管理ができている。</li> <li>・ 使用する資材について、原料、製造工程、成分などが確認されており、その情報、使用実績が取引先・消費者に開示できるようになっている。</li> </ul> <p><u>容認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農薬散布の記録（防除日誌等）があること。記録には、散布の日付、使用農薬、散布された作物、対象疾病又は対象害虫、濃度、散布方法及び頻度、及び散布から収穫までの期間が適当なものであるかどうか確認するため収穫に関する記録が含まれること。</li> </ul> <p><u>制限</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 肥料、土壤改良資材、その他資材についての使用状況が確認できない。</li> </ul> <p><u>基準外</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農薬の使用状況が記録、管理されていない。</li> </ul>

## 第2章 栽培基準

### 3. 収穫後の管理（輸送、選別、調整、洗浄、貯蔵、その他の工程に係る管理）

- ・ 環境保全型農産物以外の作物が混合しないように管理されていること。
- ・ 生産された環境保全型農産物が農薬や化学合成された薬剤（洗浄剤、消毒剤、等）により汚染されないように管理されていること。
- ・ 安全で良質な作物を生産し、提供していく為に、生産者自らが収穫時期の見極めや品質の統一性を定める為に、糖度チェックなどの品質検査を行うことが良い。また、グループでの出荷の場合は、出荷開始前にグループ内で目揃え会を実施し、グループ内の品質の統一性を定めることが良い。
- ・ 作物の特徴に応じた貯蔵方法を選択すること。特に気温が高くなる時期における、予冷は充分に行う必要がある。
- ・ 本基準の附則として策定している「青果物出荷規格表」に準ずること。

## 第2章 栽培基準

### 3. 収穫後の管理

#### 1. 収穫後の区別管理

指針	圃場ごとに、輸送、選別、調整、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理を明確に区分します（特に、並行生産を実施している場合は注意が必要です）。
取扱基準	<p><u>推奨</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>並行生産を実施する場合、環境保全型農産物専用の保管施設に保管すること。</li> </ul> <p><u>容認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>並行生産を実施し、栽培する品目（品種）や生産・出荷時期を明確に区分出来ない場合、①収穫や選別（選果）をする日、②収穫や貯蔵用のコンテナの種類（色・形）、③出荷用のダンボール箱（コンテナ、等）の種類、④保管場所、などを分けることにより明確に区分すること。</li> </ul> <p><u>制限</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本基準に適合する農産物と、それ以外の農産物を、同じ日、同じ場所で収穫や選別（選果）をすること。</li> <li>収穫用コンテナ等を、収穫された農産物以外のもの（弁当、道具、燃料、等）の運搬に使用すること。</li> <li>調整出荷作業場内での食事、喫煙。</li> </ul> <p><u>基準外</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>圃場ごとに、輸送、選別、調整、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理が明確に区分されていないこと。</li> </ul>

## 第2章 栽培基準

### 3. 収穫後の管理

#### 2. 収穫物の品質保持

取扱基準	<u>推奨</u>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 土壌には病原性微生物が存在する可能性が高いため、最終出荷物(商品)については、できるだけ土を取り除くこと。</li><li>・ 収穫した作物を速やかに冷却し、品質劣化を防止する為の予冷庫の設置。</li></ul>

## 第2章 栽培基準

## 3. 収穫後の管理

## 3. 追熟・脱渋など収穫後処理

指針	収穫後、作物に直接使用する物質については、その必要性、人に対する安全性、残留性、環境に対する影響などを調査し、必要最小限に抑えなければなりません。使用に際しては、細心の注意を払います。
取扱基準	<p><u>推奨</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ りんご、等、天然のエチレンの発生源を利用した追熟。</li> <li>・ 焼酎による脱渋。</li> <li>・ エタノールによる追熟、脱渋。</li> </ul> <p><u>容認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 天然アルム石によるバナナの軸の処理。</li> <li>・ その他有機 JAS で認められた調整用等資材の使用。</li> <li>・ エチレンガスによる追熟。</li> <li>・ 固形アルコール（シブトール、等）による脱渋。</li> <li>・ 石けんによるバナナの洗浄。</li> </ul> <p><u>制限</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二酸化炭素による脱渋。</li> </ul> <p><u>基準外</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品添加物（（高度）さらし粉、次亜塩素酸（ナトリウム）、皮膜剤（ワックス処理）、漂白剤、合成着色料、等）の使用。</li> <li>・ その他、化学的合成された物質、或いは安全性に問題があると判断される物質の使用。</li> </ul>

第2章 栽培基準  
3. 収穫後の管理 4. 収穫後防除

取扱基準	<u>容認</u>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 輸入農産物の青酸ガス燻蒸処理（植物検疫）。</li></ul>
	<u>基準外</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ポストハーベスト農薬の使用。</li><li>・ 放射線照射。</li><li>・ 輸入農産物の臭化メチル燻蒸処理（植物検疫）。</li><li>・ その他、化学的合成された物質、或いは安全性に問題があると判断される物質の使用。</li></ul>

## 第2章 栽培基準

## 3. 収穫後の管理

## 5. 会員様への表示

指針	<p>会員様への防除表示は、農薬便覧第10版による登録農薬の分類の内、以下の成分数で行います。</p> <p>「殺菌剤」、「殺虫剤」、「殺菌殺虫混合剤」、「植物生長調整剤」、「除草剤」</p> <p>なお、有機JAS許容農薬に関しては、前述5分類とは別に表示します。さらに、輸入農産品に関しては、必要に応じて燻蒸情報を追加します。 表示対象外は、以下のとおりとします。</p> <p>「殺そ剤・鳥獣剤」、「展着剤・その他」、「特定防除資材」、</p> <p>「農薬便覧第10版中「殺虫剤」に分類されている 「天敵農薬」、「誘引剤（性フェロモン剤）」</p> <p>防除表示対象期間は、原則【栽培期間中】とします（パインアップル等、例外作物については別途運用規則を設けます）。ただし種子に使用された農薬は表示対象としません。</p> <p>局所使用する場合は、その部位に使用した回数を表示します（トマトの花房に対するトマトトーンの使用、等）。但し、使用していない部位を出荷する場合も、作物体に使用している為、使用しているものとしてみなします。</p> <p>農薬登録された薬剤を、作物の肥料として主に効力を発揮させようとした場合でも、表示対象とします。しかし、肥料登録された成分を有害動植物の防除を目的として使用しても、表示対象とはしません（適用違反の恐れがある為）。</p> <p>「有機JAS許容農薬リスト」については、必要に応じて、参考資料として作成（配布）します。</p> <p>輸入農産品で有機認証（有機JAS認証、海外オーガニック認証）を取得したもののが防除表示については「『認証機関名』認証、（燻蒸情報）」とします。</p>
----	--

## 第3章 個別商品

## 1. 輸入農産物 1. 輸入農産物

指針	海外で生産され国内で広く知られるようになった果物のうち、国内では商業的な栽培が困難であるものを取り扱います。ただし、生産国の人や環境を犠牲にしない公正な取引をおこなっていることが確認できるもののみとします。
取扱基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入農産物については、『輸入農産品取扱一覧』に記載したもののみ取り扱いを認める。</li> <li>有機JAS認証品、当社農産基準、海外オーガニック認証品については、書類で確認ができること。</li> </ul>
<u>推奨</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社の農産品基準に則して栽培されたものであること。</li> <li>有機JAS認証品であること。</li> <li>海外オーガニック認証品であること。</li> <li>フェアトレード認証品であること。</li> </ul>
<u>容認</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>植物検疫の検査結果による青酸ガスくん蒸による処理。</li> <li>有機JASで認められた調整用等資材の使用。</li> </ul>
<u>基準外</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内で広く商業的な栽培が行われているもの。</li> <li>フェアトレードの原則に則っていない。</li> <li>上記容認項目以外の処理。</li> <li>遺伝子組み換え技術を用いたもの。</li> </ul>

## 輸入農産品取扱一覧

品目	バナナ、アボカド、グレープフルーツ、キウイフルーツ、オレンジ、マンゴー、パイナップル
----	--

## 農薬有効成分の見直しについて

食の安心・安全が問題となった2003年以降、農薬取締法の改正、農業資材の安全性確保の法制度が確立され、さらに2006年からは「ポジティブリスト制度」が導入され、農薬の管理は厳しくなりました。

また、私たちを取り巻く環境の問題も厳しくなり、農薬の野生生物に与える影響なども問題となっていました。

一言で農薬といつても、毒性の違いは大きな差があります。また人畜には安全でも環境生物に甚大な被害を及ぼすものもあります。さらに、農薬が登録される時点では試験対象とならなかった臓器への影響が新たに判明したこともあります。

初版の「禁止及び制限農薬リスト」ができた1996年以降多くの新規農薬が市場に出回るようになりました。そこで、2009年6月現在出回っている農薬について、その安全性、環境に及ぼす影響などを、現時点での世界的視野での学術的な最新知見を基に、使用基準を見直しました。

ただし、現時点では情報が少なく容認しているものでも、将来知見が集積して、基準外にすることもあります。基準外としない農薬はあくまでも現時点で容認する農薬であり、今後も容認する農薬ということではありません。

判断の基準は、

使用する生産者に影響の少ない農薬＝作物に残留しても消費者への影響が少ないものとし、これら以外の農薬は原則基準外ないし制限としました。

1. 発がん性：アメリカ環境保護局調査2006年、欧州委員会2003、日本での各農薬登録時の審議会資料「農薬評価書」を参考としました。

A：人体に対する発がん性を証明する、強い証拠が多くある。

B：人体に対する発がん性を証明する、証拠がある。

C：一部の動物実験でのみ発がん結果があるが、人体に対しては不明。

D：判断に値する実験結果が得られていないか、信憑性にかける。

E：多くの人体、動物実験データより、発がん性は認められなかった。

今回はAおよびBについて、原則基準外農薬とした。欧州での禁止農薬も考慮しました。水田用農薬は日本でのみ登録されているものが多く、環境省、厚生省の判断を参考としました。

2. 毒性、環境への影響：環境省P R T R (Pollution Release and Transfer Register,,汚染物質排出および移動の登録)法の第一種、第二種指定化合物リストを参考にしました。毒性が強い、環境に対する影響が大きい、また取扱量が多く被曝危険性が大きいなどを考慮してリストアップされたものです。(危険度=毒性×被曝度合い)

クラス	NO EC 無毒性濃度	L(E)C 50 半数致死濃度	EU基準 コイ、ジンコ、藻類のLC50
1種●	0.1mg/L以下	1mg/L以下	<1mg/L
2種○	1mg/L以下	10mg/L以下	1~10mg/L
その他	1mg/L以上	10mg/L以上	0mg/L以上

3. AD I : 食の安全性として国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)の残留農薬関連情報、AD I(一日許容摂取量)の値(日本国内の値)を参考とし、それ以外のものは、各農薬登録時の審議会資料「農薬評価書」を参考としました。

ADIとは健康な人が一生摂取しても影響が出ないと判断される、一日あたりの体重1kgあたりの摂取量を、mg/kg/dayで示したものです。

～0.005	mg/kg/d	少量の摂取でも大きな影響がある
0.005～0.05	mg/kg/d	摂取により、多少の影響がある
0.05～	mg/kg/d	多少の摂取でも、毒性は低く影響があまり無い

4. 天敵への影響、水質汚染、残留については厳しく吟味していませんが、他の項目でも問題があるものが多く、大半はリストアップされております。

#### ＜発がん性、ADI、P R T Rによる基準外・制限等農薬の基本的区分＞

	基準外農薬	制限農薬	容認農薬	推奨:有機農産物規格適合
発がん性	A, B (=●)	B-C	C, D, E	E
ADI	～0.005 mg/kg/d	0.005～0.05 mg/kg/d	0.05～ Mg/kg/d	設定なし
P R T R	1種	1種	2種	なし